

## 柳井市下水道使用料算定要領（修正案）

令和5年1月 柳井市上下水道部下水道課

### （総則）

第1条 下水道使用料の算定にあたっては、下水道使用者の公平な利益と下水道事業の健全な発展を図り、もって住民の福祉の増進に寄与するよう配慮しなければならない。

### （使用料対象経費）

第2条 下水道使用料は、雨水公費、汚水私費の原則の下に、過去の実績及び社会経済情勢の推移に基づく合理的な排水需要予測と、これに対する施設計画を前提とし、経費負担区分の原則に基づき算定した使用料対象経費を基に算定しなければならない

2 使用料算定経費は、誠実かつ能率的な経営の下における適正な維持管理費、資本費及び下水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる資産維持費の額の合計額から控除項目の額を控除した額とする。

### （使用料算定期間） （協議事項）

第3条 使用料算定期間は、原則として将来の4年間とする。ただし、使用料算定期間中に予測し得なかった社会経済情勢の急激な変化、又は事業計画の変更等が生じた場合には、使用料算定期間中といえども適時に使用料改定をすることを妨げない。

### （維持管理費）

第4条 維持管理費は、管渠費、処理場費及び一般管理費の費用を目的別に整理集計した額とする。

なお、各費用の集計にあたっては、次の各号の性質別に使用料算定期間中の事業計画及び経済情勢の推移等を十分に考慮しなければならない。

#### （1）職員給与費

職員給与費は、給料、手当、報酬、法定福利費及び退職給付費の合計額とし、過去の実績、職員計画及び給与水準の上昇等を考慮して適正に算出した額とする。

特に、退職給付費については、総額基準により各事業年度末の要支給額により算定するものとする。

#### （2）修繕費

修繕費は、下水道施設の適切な維持を基本とし、過去の実績、事業の特性及び策定済の計画等を考慮して適正に算定した額とする。

#### （3）その他の維持管理費

薬品費、動力費、委託料、手数料、備用品費等その他の維持管理費は、過去の実績及び使用料算定期間中の事業計画並びに個別費用の特質等を考慮して、適正に算定した額とする。

(資本費及び資産維持費)

第5条 資本費は支払利息、減価償却費及び資産減耗費とし、次の各号で算定した額とする。

- (1) 支払利息は、企業債の利息及び一時借入金の利息の合計額で、使用料算定期間中の所要額として適正に算定した額とする。
- (2) 減価償却費は、使用料算定期間中の下水道事業償却対象資産の帳簿原価に対し、原則として定額法により算定した額とする。
- (3) 資産減耗費は、過去の実績及び下水道施設の実態等を考慮して適正に算定した額とする。

2 資産維持費は、適正な報酬率を乗じて算定された額とすることを原則とする。ただし、当分の間、使用料対象経費の対象外とする。

(控除項目)

第6条 控除項目は、下水道使用料以外の収益（他会計負担金、他会計補助金、長期前受金戻入等）で、過去の実績及び使用料算定期間の事業計画等を考慮して、適正に算定した額とする。

- 2 他会計負担金は、国の繰出基準に基づく公費負担経費とする。
- 3 他会計補助金は、市との協定に基づく収益的支出額の不足額とする。
- 4 長期前受金戻入は、使用料算定期間中に算定した減価償却費に見合う長期前受金戻入相当額とする。

(財政計画)

第7条 財政計画の算定にあたっては、事業全般にわたる経営の見直しを行い、これを使用料対象経費に反映させなければならない。

2 施設の耐用年数と当該施設整備に係る借入金の償還年数の差により生じる資金不足を解消するため、資本費平準化債の借入を行うことができる。

(使用料体系) (協議事項)

第8条 下水道使用料は、個々の使用者の使用実態に応じて配分された個別原価に基づいて行うこととし、基本使用料と従量使用料の二部使用料制として設定するものとする。

2 基本使用料は、6 m<sup>3</sup>以下の利用者を対象に原則として固定的経費を基礎として算定するものとする。ただし、基本使用料が著しく高額になる場合には、使用料対象経費に施設未利用率（1－施設利用率）を乗じて得た額を基本使用料の対象経費とすることができる。

3 従量使用料は、使用料の激変を緩和するため、累進型超過料金体系として構成するものとする。